

■参考資料		
甲州市タクシー利用料金助成事業		(令和7年4月1日現在)
	甲州市外出応援サポート事業	甲州市重度心身障害者（児）等 タクシー利用料金助成事業
目的	自宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、タクシー利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の積極的な社会参加を促し、介護予防と生活の質の向上を図る。	在宅重度心身障害者（児）及び要介護老人が通常の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成するとともに、当該重度心身障害者（児）等の行動範囲の拡大と社会参加を促進する。
助成対象者	市内に住所を有する在宅の者で、次の要件をすべて満たしている者 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者 ・市民税非課税世帯に属する者 ・介護保険法（平成9年法律第123号）に定める次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①介護予防・日常生活支援総合事業対象者 ②要支援認定者 ③要介護認定者 ・一般の公共交通機関を利用することが困難で自宅に閉じこもりがちであると認められる者 ・甲州市重度心身障害者（児）等タクシー料金女性事業実施要綱（平成18年告示第25号）第6条に規定する乗車券の交付を受けていない者 	市内に住所を有する在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けた者、山梨県心身障害者自動車燃料助成事業の助成を受けた者を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者 ・山梨県療育手帳交付規則（平成15年山梨県規則第29号）に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当する者 ・甲州市ねたきり老人及び痴呆性老人介護慰労金支給要綱（平成18年甲州市制定）の規定に基づき、介護慰労金の支給を受けた者に介護を受けている者で、市町村民税が非課税の世帯に属する者 ・その他市長が認める者
利用券の交付	利用決定した日の属する月から、その年度の3月までの月数に2を乗じて得た数の枚数	交付決定した日の属する月から、その年度の3月までの月数に3を乗じて得た数の枚数（利用回数限度36回）
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が指定する事業者が運行するタクシーを利用した際に、当該利用1回につき1枚を指定事業者に提出する。 ・当該運賃のうち、740円を控除した金額を支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・降車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示 ・タクシー1回の利用につき1枚を限度とする。 ・受給者は、タクシーの利用に関して支払うべきタクシー料金から第3条第2項に規定する助成金額600円を控除した額を支払う。
利用の範囲	原則として甲州市内及び隣接市町村（市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。）	